

令和2年12月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和2年12月25日 午後1時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊦欠席 ㊧遅刻 ㊨早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 19名	在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。	
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 大石 裕	○ 鈴立 企一	○ 松永 勝也
○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 松瀬 義之
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 百枝 純治
		○ 萩原 健詞
		○ 松尾 和広
		○ 紙本 政信
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 辻田 三代子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	主 任 川村 和男	
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
13 番 田 中 晴 美	14 番 山 本 鉄 美	

事務局長

皆様こんにちは。定刻となりましたので12月総会を開会いたします。本日、農業委員会だよりが編集委員さんのご努力により出来上がりましたので、お配りしております。今回は「わが町のがんばる農業者」ということで特集を組んでおり農家の皆様を紹介しております。表紙が調川町下免の■■■■さんです。関連記事は2ページに掲載しております。3ページに今福町北東3の■■■■さん。4ページに星鹿町下田の■■■■さんと福島町里の■■■■さん、5ページに志佐町上高野の■■■■さんの記事を掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。農家の皆様への配布につきましては、本日が行政協力委員への文書配布日となっており、それに合わせて郵送するようにしておりますので年末にはお手元に届くと思っております。編集委員の皆様、大変ありがとうございました。

また、今年1年間は新型コロナウイルス感染症の関係で思うような活動ができなかった1年間だったと思っておりますが、委員の皆様には農家の皆様の代表として農地の集積、耕作放棄地の発生防止と解消、農地の有効利用、担い手の育成等、地域のために取り組んでいただき誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。それでは山川会長のご挨拶を受けまして12月の総会に移りたいと思っております。

会長

皆様こんにちは。本日は年末の押し迫った中にご出席いただきましてありがとうございました。会を始める前に、前回年金のお話をして松浦では2名の割り当てがあったわけですが、何とか達成したいと考えておりましたところ、山本委員と大川内委員にご苦勞いただきまして、2名の加入をいただきました。山本委員、大川内委員には本当にありがとうございました。2名の方には褒賞をお渡ししたいと思います。それから、全国農業新聞も先月の委員会で3部足りないという説明をしていたところですが、武部委員から1部推進していただきました。武部委員につきましても褒賞をお渡ししたいと思います。本当にありがとうございました。お陰様で農業者年金は目標を達成することができたわけでございます。ただ、農業者年金の場合は目標達成すればいいというものではございません。農業者年金という良い制度があるわけですから農家の皆様に周知をしていかなければならないという私たちの任務もございまして。達成したからこれで終わりではなく、今後も農家の皆様方に素晴らしい年金制度がありますということをお伝えして加入してもらって、老後については農業者年金に加入していて良かったと言われるようにしていかなければいけないと考えております。

全国農業新聞につきましては農業委員会法の中に情報の提供を行うようになっていますので、その一環として全国農業新聞というのがあるわけで、これも有効に活用して目標達成まであと2部でございます。年度内には何とか達成したいと考えております。方法については後ほど事務局の方から説明させたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、コロナ関係で長崎県も警報が出されており、昨日は35人ということでありまして、感染症ステージ2からステージ3に移行して県下全域に警戒警報が発令されたところでございます。こういう状況ですので、農業委員会としてもいろんな大勢での会合はなるべく控えていかなければならないと思っております。

それでは協議に入りたいと思いますが、本日の欠席委員は農業委員のほうはございませんが、推進委員の4番の岩木推進委員、11番の村田推進委員、18番の北川推進委員から欠席届が出されております。本日の議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。13番の田中晴美委員、14番の山本鉄美委員の両名に議事録署名人をお願いしたいと思っております。それでは各種報告に入ります。

事務局

各種報告に入ります。総会資料1ページをご覧ください。令和2年10月29日に志佐町横辺田免[]番地、[]氏からあっせんの申し出があった分です。種類は売買、対象農地は志佐町横辺田免字[]番[]の計2筆、地目は田、合計面積は[]平方メートルです。現在、相手方を選定中でございます。以上でございます。

議長

それでは、あっせんに当たっていただきました委員さんからもお願いしたいと思います。鈴立委員お願いします。

推進委員

推進委員8番の鈴立です。この農地につきましては土地改良区内の優良な農地です。認定農業者が横辺田地区の場合1名おられます、その方が[]さんの機械作業とかコンバイン作業をされておられます。その方にお話をしましたが用水路の水系に自分の土地がないということでもかなり悩まれたのですが、用水路の管理とか出ることもなるし足踏みをされました。そこで先日正式にお断りされましてまた次の方を探すことになりました。以上です。

議長

ありがとうございました。お世話かけますがよろしく申し上げます。それでは次に進みます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について、ご説明いたします。貸人：[]氏、借人：[]氏、農地の所在は志佐町栢木免字[]番[]地目は田で面積が[]平方メートルです。こちらは、5条関係の12月15日許可になっている分で、通知年月日が令和2年12月8日、同日受付でございます。

続きまして、農地法第3条の3の規定による届出(相続)についてでございます。1件目は、被相続人が御厨町高野免[]番地、[]氏、相続人

が京都府南丹市園部町■■■■番地■■、■■■■氏。農地の所在は御厨町高野免字■■■■番から御厨町米ノ山免字■■■■番までの田15筆、畑10筆、計25筆で合計面積は22,767平方メートルです。被相続人は令和2年3月17日に死亡されており、令和2年9月28日に相続登記が完了したということで、相続人から令和2年12月4日に届出され、令和2年12月7日に受付けております。2件目は、被相続人が星鹿町岳崎免■■■■番地、■■■■氏、相続人は星鹿町岳崎免■■■■番地■■、■■■■氏、農地の所在は星鹿町岳崎免字■■■■番から星鹿町岳崎免字■■■■番までの畑6筆で合計面積は■■■■平方メートルです。被相続人は昭和62年6月5日に死亡されており、令和2年11月12日に相続登記が完了したということで、相続人から令和2年12月7日に届出がされ、令和2年12月11日に受け付けております。

続きまして、申請事件の処理状況について資料に沿って読み上げさせていただきます。

〈 申請事件の処理状況以下、資料読み上げ 〉

申請事件の処理状況

農地法関係

令和2年11月分

条項	譲渡人	譲受人	転用目的	申請面積	処理状況
5	■■■■	■■■■	駐車場用地	656 m ²	R2.12.15 許可
	■■■■	■■■■	駐車場用地	1,290 m ²	R2.12.15 許可
	■■■■	■■■■	一般個人住宅用地	461 m ²	R2.12.15 許可

提案事件の集計表

農地法関係

申請事由		件数	面積		積計
			田	畑	
第3条	経営規模拡大	3	873 m ²	2,596 m ²	3,469 m ²

申請事由		件数	面積		積計
			田	畑	
第4条	資材置場	1		1,023 m ²	1,023 m ²

申請事由		件数	面積		積計
			田	畑	
第5条	駐車場用地	1	432 m ²		432 m ²
	一般個人住宅用地	1		482 m ²	482 m ²
	計	2	432 m ²	482 m ²	914 m ²

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	7	30,101 m ²	3,720 m ²	33,821 m ²
賃借権	5	15,285 m ²	3,720 m ²	19,005 m ²
使用貸借	2	14,816 m ²		14,816 m ²
計	7	30,101 m ²	3,720 m ²	33,821 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	2	14,816 m ²		14,816 m ²
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について	1	82.90 m ²		82.90 m ²

議長 各種報告が終わりました。今の説明の中でわかりにくいところはございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 ご意見もないようですので付議事項に入ります。議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 議案第67号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明いたします。4ページをお開きください。

事件番号1番です。譲渡人は志佐町稗木場免■■番地■■氏、譲受人は志佐町稗木場免■■番地■■氏です。対象農地は、志佐町稗木場免字■■番、地目：畑、■■平方メートル、同所■■番、地目：畑、■■平方メートルの2筆で、申請事由は、経営規模拡大のための売買による所有権移転の許可申請です。譲受人世帯の経営状況は耕作面積が47,242平方メートル、農従者は2名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事件番号2番です。譲渡人は山口市■■番地■■氏、譲受人は志佐町白浜免■■番地■■氏です。対象農地は、志佐町白浜免字■■番、地目：田、■■平方メートル、同所■■番、地目：田、■■平方メートルの2筆で、申請事由は経営規模拡大のための売買による所有権移転の許可申請です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が19,377平方

メートル、農従者は1名、農業従事日数は年間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

事件番号3番です。譲渡人は山口市 番地 氏、譲受人は志佐町白浜免 番地 氏です。対象農地は、志佐町白浜免字 番、地目：田、 平方メートルで、申請事由は経営規模拡大のための売買による所有権移転の許可申請です。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が13,306.44平方メートル、農従者は2名、農業従事日数は年間150日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上、ご審議をお願いします。

議 長 議案の説明が終了しましたので地元委員の意見も聞きたいと思います。まず事件番号1について、百枝推進委員をお願いします。

推進委員 推進委員9番の百枝です。本件につきましては売主の方が健康を損ねておられて、徐々に縮小したいという意向があっていました。どなたかということで探し当てて、同じ地区内で認定農業者をされている方でありませす。単価は畑にしては少し割高に思えるかも知れませんが、この状況が畑の中にお茶が植えてあります成木園であります。その辺の当初からの育成等も加味したところで単価設定を相談したところ、これくらいで納得していただきましたので話を進めております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号2についてもお願いいたします。柿山委員をお願いします。

3番 農業委員3番の柿山です。事件番号2番と3番は関連がありまして、もともと白浜の 番地を分筆した上と下になっております。 さんにおかれましては経営規模拡大ということで後継者もおられるし問題もないと思われませす。 さんにつきましては 番の先に自分の自作地があるので、農道を作るための農地購入ということになっています。この件につきましても何ら問題ないと思われませす。ご審議方よろしく願いませす。

議 長 ありがとうございます。2番、3番の説明をいただきました。それでは皆さん方からの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして何かご意見等ございませすでしょうか。

(意見なし)

議 長 ご意見もないようございませすので、所有権移転について許可することに異議ございませすか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって議案第67号は申請どおり許可することといたします。

次に議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 5ページをお開きください。議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。本件は、違反転用の追認許可申請であります。

申請者は、佐賀市富士町大字■■■■番地■■■■氏です。申請地は、鷹島町三里免字■■■■番、地目：畑、面積：■■■■平方メートルで、市役所鷹島支所から南西に■■■■キロメートル行ったところでは、農地の区分は、10ヘクタール未満の小規模団地内にある農地で第2種農地であります。転用の目的は資材置き場です。位置図、字図、利用計画図を23から26ページにつけておりますが、利用計画図につきましては、建物の位置が不明瞭でしたので、本日差し替えの資料をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

経緯でございますが、申請人の代理人からの問い合わせで農地が資材置き場として利用されていることを把握しましたので、所有者へ事情聴取を行って状況を確認し、県へ違反転用連絡票を提出しました。その後、県において簡易手続相当の違反案件と判断されて、追認申請手続きの指示を受けましたので、本件の許可申請が提出されたものです。違反転用の内容は、申請者の父が以前は建設業を営んでおり、昭和60年頃から倉庫を3棟建築し資材置き場として20年以上利用された土地で、現在も建物が残っており、非農地として管理されているものです。申請人からは今後は法令を遵守しますとの顛末書も出されております。雨水につきましては、自然流下となっており、周辺の農地への影響もなく、相当期間の年数も経過していることから、追認もやむを得ないとの判断に至りました。以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 議案の説明が終わりました。ここで質疑を受ける前に地元委員さんから現状とか経過について説明を受けたいと思います。山本委員お願いいたします。

14番 農業委員14番の山本です。この土地はお父さんの■■■■さんが3、40年前に買収された土地でありまして、その間に作ったのが私の親父であります。それで4条申請された■■■■さんはこの売買については聞くだけは聞かれていると思いますが、農地の転用というところまではおそらく聞いてい

なかったと思います。■■■■■さんは大病を患っておられまして私に買収して欲しくないかという話は持ってこられました、唐津から業者が来られ農地としてできないので私に関わったと言っておられました。さっき■■■■■さんも大病していると言いましたが土地を処分したいということであります。ご審議方お願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは現地確認に行かれた委員さんからも状況についてお聞きしたいと思います。

5番 農業委員5番の武部です。事務局から説明があったとおりで重複するところがございます。議案第68号 事件番号1の現地調査は農地法第4条の転用申請ですが、本件は昭和60年頃から申請人 ■■■■■氏の亡き父親が建設会社を営む際、倉庫及び生コンクリートのプラントなどが建設され昭和60年頃から違反転用されていた土地です。本件土地は約35年前から利用し違反転用に至った経緯を県に説明したところ追認処理することで指導を受けています。本件土地利用については現状のまま既存建物2棟を含め全体を資材置き場として利用される計画になっています。従いまして、本件の農地法第4条の転用申請は問題ないと思います。よろしくご審議方お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。今の地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからも転用については問題ないだろうというようなご意見でございます。ここで皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして何かご意見等ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長 長期間経過しており、やむを得ないだろうということでございますので、そういうことでよろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 それでは議案第68号 農地法第4条の許可申請については許可相当ということで意見を付して進達することに異議ございませんか。

委 員 はい。

議 長 異議なしと認めます。よって議案第68号は農業委員会として許可相当と意見を付して進達するものといたします。

次に議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局

議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。6ページをお開きください。

事件番号1番です。現地の位置図、字図、配置図を議案の23ページ、27から29ページに添付しております。譲受人は福岡市中央区薬院[]番[]号[]、譲渡人は東京都杉並区[]番[]号[]氏です。申請地は、松浦市役所から西へ約[]キロメートルであり、所在地は志佐町白浜免字[]番[]、地目：田、[]平方メートルで、賃借権の設定による令和5年2月28日までの一時転用です。転用の目的は駐車場用地です。理由は、譲受人は現在、西九州道自動車道のトンネル工事を行っており、この工事に関する車両を駐車するためです。農地区分については、農用地区域農地のため原則不許可ですが、3年未満の一時転用であって、申請地周辺には農地はなく農振整備計画の妨げにもならないことから例外的に許可となるものです。なお、申請地西側に田がありますが、今月15日付けで駐車場への転用許可が下りております。土地利用計画については、土木シートにて養生して碎石を敷いて利用し、賃借期限までに農地へ復元されます。駐車予定車両は8台を計画しております。排水は、雨水排水のみで自然流下となっております。最後に、残高証明書によって資金計画を確認しており、農地復元計画書も提出されておりますので、本事業が確実に行われるものと思われま

次に、事件番号2です。現地の位置図、字図、配置図、立面図を議案の23ページと31から33ページに添付しております。譲受人は平戸市田平町山内免[]番地[]氏・[]氏、譲渡人は星鹿町北久保免[]番地[]氏ほか3名です。申請地は、松浦市役所御厨支所から北へ[]メートルであり、所在地は御厨町池田免字[]、地目：畑、[]平方メートルで、売買による所有権移転を行います。転用の目的は、一般住宅用地ではありますが、確認したところ申請地は昭和44年3月31日付けで住宅用地としての転用許可を受けていたことが判明しました。このため、本申請が法的に可能かどうかを県へ照会したところ、当時の転用許可を今回の申請者（譲受人）が承継し、計画を変更する手続きを行うことで可能であるとの助言を受けました。よって、本申請のほか変更承認申請も併せて提出がされておりますので、申請地においては一般住宅用地としての転用が可能となっております。農地区分は、10ヘクタール未満の小規模な団地内にある農地で、土地改良事業もされていないため第2種農地となります。土地利用計画については、30から50センチメートルほど切土して整地します。排水について、雨水排水は側溝へ流下、汚水・生活雑排水は合併処理槽を経て側溝へ放流します。最後に、残高証明により資金

計画を確認しておりますので、本事業が確実に行われるものと思われま
す。以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 議案の説明が終わりました。地元委員さんからの意見をお聞きしたいと思
います。事件番号1について柿山委員お願いいたします。

3番 農業委員3番の柿山です。12月21日に現地確認を行いました。28ページを
見ていただければわかると思いますが、隣接地の[]氏の水田につ
きましては11月の総会で駐車場の許可が出たところでございます。他に隣
接地はなく雨水につきましても青線及び悪太郎川へ流すということで何ら
問題ないものと思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは事件番号2についてもお願い
いたします。松田推進委員お願いいたします。

推進委員 推進委員1番の松田です。21日に現地確認に行きました。内容は事務局
が報告したとおりでございます。あそこは御厨でも団地化が進んでおりま
して農地が上の方に少しありますが、上の段になっており後ろの農地には
何ら影響はございませんので問題ないものと思ひました。どうぞよろしく
お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。今、地元委員からは別に問題はないというご
意見でございます。現地確認に行かれた委員さんからも状況をお聞きした
いと思ひます。

5番 農業委員5番の武部です。令和2年12月農地転用事件3件の申請につき、今
月21日午後1時より大川内委員とともに各地元委員を含め農業委員会事務
局と同行し現地調査を行いました。この調査説明の中で事務局と重複する
説明部分があると思ひますが、ご理解いただきますようお願いします。

最初に事件番号1の現地調査は農地法第5条の転用申請で、本件の土地利
用は[]が西九州自動車道建設工事に伴う工事
用の駐車場として一時転用で利用され短期間の約2年2ヶ月間利用される計
画になっております。表土を約50センチメートル取り除いて仮置きし、ビ
ニールシートを敷いた上にバラスを敷き詰め、駐車場用地として雨水処理
も含め利用される計画です。また、返還時には現状に復すようになってい
ます。

続きまして、事件番号2は農地法第5条の転用事件であり、本件は昭和40
余年に県に進達し許可をいただいていたが、当初計画者であった[]
氏が死亡され不明になったため頓挫し空き地のまま現在に至っております。

このたび平戸市田平町小崎免の継承者、XXXXXXXXXX夫婦より住宅を建築したいので譲っていただきたいと話がありました。この旨を県と話をし協議の結果、追認することで了解を得て、令和2年12月11日付で農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請が関係者全員の押印をして、提出されています。本件土地は市道と接しており土地造成は小規模造成でほぼ現場で利用するようになっています。また、雨水及び合併浄化槽排水計画は既存側溝へ接続し道路側溝へ放流されます。従いまして本件の農地法第5条の転用申請は問題ないと思います。よろしくご審議方お願いいたします。

議 長

ありがとうございました。地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからも問題ないだろうというご意見でございます。ここで皆様方からの質疑を受けたいと思います。この案件につきましてご意見等ございませんでしょうか。

1番

農業委員1番の伊藤です。2番についてお尋ねします。事務局の説明では昭和44年に住宅用地としての転用許可を受けていたという話ですが、40年以上も前に転用の許可をもらって農家基本台帳は宅地としてあると思うのですが、固定資産税はその間どうなっているか調べていますか。農家基本台帳が宅地が変わっていると思うのですが、固定資産税は宅地としてあって家を建てるということで申請が出されていますが、宅地の中に家を建てるということで本当に転用の許可が必要かと感じます。県の指導で変更申請を出すということですが、変更してもともとないのに変更があるのかと、もし固定資産税が宅地で課税してあったら宅地の上で更に固定資産税が宅地であれば許可の必要があるのかをお尋ねしたい。

議 長

宅地かどうかという質問を受けましたが、ここは一旦転用許可を受けていますから転用許可を受けた後の取り扱いですが、一般的には税務課が宅地として扱うためには建物が立たないと宅地としては扱いません。ですから建物が立っていませんから、宅地ではなくて雑種地か農地のまま残っているということだと思います。

事務局

登記事項証明書によれば、登記地目は畑でまだ登記がされています。今会長がおっしゃられたように建物自体の建設がなかったもので、地目の変更登記自体ができておらず登記簿上の地目は畑ということで登記がなされています。

議 長

そういうことでよろしいでしょうか。1年以内に建物が建たない場合はその理由書を提出しなければいけないことになっていますが、それが出ていなかったのですか。

事務局 昭和44年当時の許可が下りていたということが確認できたのですが、工事が完了するまで3ヶ月、1年後と更に1年ごとの進捗状況の報告をする義務がありますが、その辺は農業委員会の資料の中では確認はできておりません。

議長 建物が建っていないくて農地のまま残っていたということで、宅地かどうかは建物が建って建築確認が終わった段階でないと宅地の登記ができないですから、前のおりで残っていたという状況でございます。伊藤委員から言われたとおり、許可が下りた後の取り扱いというのは特に農業委員会として、それを3ヶ月、1年、進捗状況を確認しないといけないのですが、それを過ぎるとなかなか委員会としては把握できていないという状態が続いてくるだろうと思っています。

1番 農業委員1番の伊藤です。確認をしないといけないのですが、許可してあるから取り消しをしない限りは生きています。取り消ししない限り1年後に確認しても建物が建たない場合は宅地ではない。建物が建てなくても拓いて建てる準備をしていれば宅地になっている可能性はある。私が言っているのは許可をして、その許可を取り消さない限り前の分が生きていないかということで再度申請をする必要があるのかと思いますが。

議長 伊藤委員が言われたように、一旦許可したものが効力として残っているのではないかということですが、今回の場合は許可を受けた者と申請者が違いますので、今回は■■■さんが許可申請を当然新たに出さないといけません。ただ前の人と変わっていない場合はどうか。若い頃許可申請を受けて何年も経ってから、30年も40年も経ってから今になって家を建てようというところで、再度の許可が必要かどうかということは問題になってくる。許可が生きていないか、一旦許可されたものは取り消しが無い限り基本的に生きています、と考えないといけないですが、その辺はちょっと確認ができていない状況です。これは調査して次回にでもお答えしたいと思います。そういうことでご了解いただきたいと思います。他に何か皆さん方からご意見ございませんか。ご意見もないようでございますので、議案第69号を農業委員会としては許可相当と意見を付して進達することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認め、議案第69号が農業委員会としては許可相当と意見を付して進達するものといたします。

次に議案第70号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局

7ページをご覧ください。議案第70号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を令和2年12月28日としております。8ページに賃貸借の再設定分、新規設定分を、9ページに使用貸借の新規設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区分のご確認をお願いします。以上でございます。

議長

それでは、担当地区の方はお目通しいただいて間違いがないかどうかを確認していただきたいと思えます。この案件につきましてご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長

ご意見もないようでございますので、集積計画どおり決定することに異議ございませんか。

委員

はい。

議長

異議なしと認めます。議案第70号は集積計画どおり決定することとし、公告予定を令和2年12月28日とさせていただきます。

次に議案第71号 農用地利用配分計画(案)については議題とします。

事務局

14ページをご覧ください。議案第71号 農用地利用配分計画(案)についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。AtoAで公社が貸付ける分の2件でございます。15ページ、16ページに■■■■氏に貸付ける分の各筆明細と経営状況を17ページ、18ページに■■■■氏に貸付ける分の各筆明細と経営状況を記載しております。いずれも始期が令和3年2月10日、10年間の使用貸借契約になります。以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

議案の説明が終了しましたので質疑を受けたいと思えます。利用配分計画について何かご意見等ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

ご意見もないようでございますので、配分計画のとおり問題ないという

ことで意見書を提出することに異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって、議案第71号は利用配分計画(案)のとおり問題ないということで意見書を提出するものとしたします。

次に議案第72号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題とします。

事務局 議案第72号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について、説明いたします。議案22ページです。

事件番号1番です。登記義務者は、志佐町里免[]番地[] []氏。登記権利者は、志佐町里免[]番地1 []氏です。農地の表示は、松浦市志佐町里免字[]番[]、地目:田、[]平方メートル、同所[]番[]、地目:田、[]平方メートル、同所[]番[]、地目:田、[]平方メートル、同所[]番[]、地目:田、[]平方メートルの4筆です。法務局受付年月日及び受付番号は、令和2年11月9日受付の第3783号で登記の原因は平成8年8月22日の時効取得です。時効取得に至った経緯として、[]氏が登記義務者の[]氏から平成8年に転用許可を受けて土地を譲り受け、住宅を建てられたのですが、今回、時効取得した土地がこの住宅用地に隣接していたため、現在まで[]氏の住宅用地とし継続して使用されていることによるものです。このことにより、時効取得による所有権移転登記が完了したのですが、平成8年から20年以上も所有の意思を持って平穩かつ公然に占有を継続してきたものですので、この時効取得は問題ないものと思われま。以上、ご審議をお願いします。

議長 議案の説明が終了しましたのでここで質疑を受けたいと思います。時効取得を原因とする農地の権利移転登記につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 大石推進委員、何か状況等が分かればお願いします。

推進委員 推進委員7番の大石です。これは地籍調査で9月頃に自分も作業員で出たのですが、入口から駐車場になっていて幅増で、あとから拡張するために取得されていた分が未登記になっていたものという判断で、[]さんはご健在ですが高齢なものですから[]さんの息子さんが立ち会いをされたのですが、自分はよく分からないということでした。多分、[]さんも拡張

した分に気づいてなかったのだろうと思います。そこに未登記が残っていたということが把握できてなかったと思います。それで今まで20年近く来ているのではないかと思います。売買はできて登記だけできていなかったということですので、私は問題ないと思っています。ご審議よろしく願います。

議 長 お二人とも了解はされているということですね。

推進委員 推進委員7番の大石です。はい。

議 長 地元委員の意見をお聞きしたところでございます。この件につきまして皆様方から質疑を受けたいと思います。何かご意見等ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長 ご意見もないようでございますので、議案第72号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案については、農業委員会としては問題ないという意見を付して提出することに異議ございませんか。

委 員 はい。

議 長 異議なしと認めます。よって、農業委員会としては問題ないという意見を付して提出することといたします。以上をもちまして、付議事項の議案を終わります。

皆様から総括してご質問等はありませんか。それでは私の方からお礼を申し上げたいと思います。松浦市農業委員会だよりについて立派な委員会だよりを作っていただき、編集委員長を始め委員の皆様にはお礼を申し上げたいと思います。特に取材をされました委員さんについては大変ご苦労おかけしました。立派な委員会だよりができたことをお礼申し上げます。お疲れ様でございました。次回の総会を1月27日13時30分から市民ホールとさせていただきます。

コロナ対策の対応について、知事のほうから記者会見で県民に対しても十分な対応をお願いしたいと発表されたところでございます。県内でも非常に多くの感染者が出まして病床数も現在の入院患者の4割を超えているということで、病床の確保も難しくなっている状況ですので、私どもも感染については細心の注意を払わなければいけないと考えております。皆様方におかれましても、特に感染しない、移さない、誹謗中傷をしない

ようにと通達も出されておりますので、十分ご配慮いただきたいと思います。

それでは、以上もちまして本日の総会を閉会させていただきます。本年中は皆様には大変いろいろお世話をおかけして本当にありがとうございました。来年も良い年でありますように祈念申し上げ本日の総会を閉会させていただきます。お疲れ様でございました。

〈 閉会の時刻 〉 15 時 25 分